

筑波大学研究倫理教育に関するガイドライン

平成 29 年 3 月 2 日
学 長 決 定
改正 平成 30 年 3 月 30 日
令和 4 年 3 月 24 日

(趣旨)

1. 本ガイドラインは、筑波大学研究公正規則第42条に基づき、本学において研究倫理教育を実施する際に一定の質保証を確保するため必要な参考基準を示すものである。

(研究倫理教育の目的)

2. 研究倫理教育は、研究者等が自律的に規範を遵守することによって研究者自身が責任ある研究活動を行い、以て科学への信頼を確立し、科学の健全な発展に資することを目的として実施する。

(研究倫理教育の対象)

3. 本学において研究倫理教育の対象となる者は次のとおりとする。
 - (1) 「筑波大学研究公正規則の対象となる研究者等について（平成 29 年 2 月 7 日 研究公正委員会委員長決定）」第 1 項第 1 号アに定める大学教員
 - (2) 同決定第 1 項第 1 号イに定める者（以下「大学教員以外の研究者」という。）
 - (3) 同決定第 1 項第 1 号ウに定める科学研究費の「奨励研究」に採択されて研究活動を行う者（附属学校教員、技術職員等）（以下「奨励研究実施者」という。）
 - (4) 同決定第 1 項第 2 号アに定める本学の名誉教授で、本学に研究環境（研究室等）が確保されている者（以下「名誉教授」という。）
 - (5) 同決定第 1 項第 2 号イに定める一貫制博士課程に在学し中間評価に合格した者並びに博士後期課程及び 3 年制博士課程に在学する者（以下「大学院生（博士）」といふ。）
 - (6) 同決定第 1 項第 2 号ウに定める修士課程及び博士前期課程に在学する者並びに一貫制博士課程に在学し中間評価に合格する前の者（以下「大学院生（修士）」といふ。）
 - (7) 同決定第 1 項第 2 号エに定める教育研究機関受託研究員、受託研究員、外国人受託研究員及びその他学長が適当と認める者並びに同号才に定める企業等共同研究員並びに同号力に定める客員研究員（以下「受託研究員等」という。）
 - (8) 同決定第 1 項第 2 号エに定める特別研究員
 - (9) 学群生
 - (10) 事務職員、技術職員、リサーチ・アドミニストレーター（URA）等（同決定第 1 号及び第 2 号に定める者を除き、非常勤を含む。）のうち研究に関する業務を行う者（以下「研究に関する業務を行う事務職員等」という。）

(研究倫理教育において獲得すべき基本的な知識と理解)

4. 研究倫理については、研究者の常識に訴えたり経験的に学んだりするだけではなく、具体的な事例とともに適切な内容を網羅的に学修する必要がある。また、研究者としての行動規範や、各種ガイドラインや規程等についても併せて学修する。これらの知識の

習得と理解に基づき、何が倫理的な行動であるかを自ら判断し、公正に研究活動が行える「スキル」を身に付けることが求められる。その際、不正行為や不適切な行為について、これらの行為を行った場合や研究不正の告発に対する措置についても十分に理解することが必要である。さらに、責任ある研究活動を進め、研究対象を尊重する「態度」や、研究不正に結びつくような可能性の排除や研究上必要なコミュニケーションといった「振る舞い」ができることが求められる。

学修の内容例：研究倫理とは何か、研究倫理教育の必要性、社会の中で研究者が果たすべき役割、国際連携に伴う国家安全保障上のリスクへの対応、利益相反への対処、研究データの保存の在り方、特定不正行為（捏造、改ざん、濫用）及び二重投稿・オーサーシップの在り方等の論文の作成上の注意事項、研究成果の公表の在り方など。

なお、学修内容には、特定の分野においてのみ重要とされる内容を含むが（例えば、人文・社会科学における家計調査や意識調査におけるアンケートやインタビューで得た個人情報の取扱い、生命科学・医学における生命倫理やインフォームド・コンセント、バイオセーフティ、多能性幹細胞研究倫理など、理学・工学における研究の安全性など、その他関連するコンプライアンス教育等）、研究分野にかかわらず身に付けなければならない研究倫理として学ぶ必要がある。

（学修方法及び実施時期）

5. 対象者ごとの学修方法及び学修時期は次のとおりとする。なお、法令やその他の規則等により定められたものについては当該定めに従うものとする。

（1）第3項第1号に定める大学教員

ア 採用時の研究倫理研修（職務規程や関連規則、法規等を含む。）

総括責任者（筑波大学研究公正規則第4条に定める総括責任者をいう。以下同じ。）は、全学新任教員研修会において、大学教員に対し研究倫理について啓発を行うものとする。

イ 定期的な研究倫理研修

大学教員は、採用時及びその後3年毎に研究倫理e-learning（[eL CoRE] 又はAPRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)）を履修し、修了しなければならない。

ウ ファカルティ・ディベロップメント（FD）としての研究倫理教育研修

総括責任者は、全学的なFD活動の一環として、研究倫理FD研修会を毎年開催し、大学教員に対し、研究倫理教育研修（第4項に定める学修を含む。）の機会を提供するものとする。

大学教員は、3年毎に研究倫理FD研修会を受講するものとする（manabaでの受講を含む。）。

エ 研究分野の特性を踏まえた研究倫理研修

各部局においては、研究倫理教育責任者を中心に、所属する大学教員を対象として、研究分野の特性を踏まえた研究倫理研修を毎年実施し、実施状況及び履修状況（出欠）を総括責任者に報告するものとする。

（2）第3項第2号に定める大学教員以外の研究者及び同項第4号に定める名誉教授

ア 定期的な研究倫理研修

大学教員以外の研究者及び名誉教授は、採用時（名誉教授にあっては名誉教授として研究を開始するとき）及びその後3年毎に研究倫理 e-learning ([eL CoRE] 又は APRIN e ラーニングプログラム (e APRIN)) を履修し、修了しなければならない。

イ FD としての研究倫理教育研修

大学教員以外の研究者及び名誉教授は、3年毎に、前号ウ前段に規定する総括責任者が開催する研究倫理 FD 研修会を受講するものとする (manaba での受講を含む。)。

ウ 研究分野の特性を踏まえた研究倫理研修

各部局においては、研究倫理教育責任者を中心に、所属する大学教員以外の研究者及び名誉教授を対象として、研究分野の特性を踏まえた研究倫理研修を毎年実施し、実施状況及び履修状況（出欠）を総括責任者に報告するものとする。

(3) 第3項第3号に定める奨励研究実施者

ア 交付申請前までに受講する研究倫理研修

奨励研究実施者は、交付申請前までに研究倫理教育に関する教材 (『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会) を通読し、又は研究倫理 e-learning ([eL CoRE] 又は APRIN e ラーニングプログラム (e APRIN)) を履修しなければならない (科学研究費助成事業 科研費公募要領奨励研究に記載のとおり)。

(4) 第3項第5号に定める大学院生（博士）(第3項第8号の特別研究員のうち DC1 及び DC2 を含む。)

ア 専門課程進級時の研究倫理教育

各部局においては、研究倫理教育責任者を中心に、大学院生（博士）に対し、研究指導を通して研究倫理教育を行うものとする。その中で、研究倫理 e-learning ([eL CoRE] 又は APRIN e ラーニングプログラム (e APRIN)) や研究倫理 FD 研修会を積極的に活用するものとする。

イ 研究開始時の誓約書の提出

各部局においては、研究の開始時に、大学院生（博士）から、誠実な研究活動を行う旨の誓約書を提出させるなど、研究不正行為を抑止する環境を整備するものとする。

(5) 第3項第6号に定める大学院生（修士）

ア 入学時の研究倫理教育

総括責任者は、新入生全学ガイダンスにおいて、大学院生（修士）に対し、研究者として必要とされる研究倫理（論文著者の責任等を含む総合的な研究倫理教育、研究倫理申請書の書き方、利益相反の考え方や守秘義務など）について啓発を行うものとする。

イ 専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育

各部局においては、研究倫理教育責任者を中心に、大学院生（修士）に対し、専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育（討論やケーススタディを用いた講義等）を実施するものとする。

ウ 大学院共通科目「研究倫理」などの活用

各部局においては、大学院生（修士）に対し、大学院共通科目「研究倫理」など

を積極的に活用するものとする。

(6) 第3項第7号に定める受託研究員等

ア 受託研究員等が法人の施設や設備を利用して研究を開始する前までに行う研究倫理研修

受託研究員等は、法人の施設や設備を利用して研究を開始する前までに研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）を通読し、又は研究倫理 e-learning ([eL CoRE] 又は APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN))を履修しなければならない。

なお、受託研究員等の本学施設等利用に関して責任のある大学教員は、当該受託研究員等の研究倫理教育の受講状況（所属する機関における受講状況を含む。）を確認するものとする。

(7) 第3項第8号に定める特別研究員

ア 採用手続書類提出前までに受講する研究倫理研修

特別研究員は、採用手続書類提出前までに研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）を通読し、又は研究倫理 e-learning ([eL CoRE] 又は APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN))を履修しなければならない（日本学術振興会特別研究員募集要項に記載のとおり）。

イ 受入研究者による指導

特別研究員（SPD、PD 及び RPD）の受入研究者は、これらに対し、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定められた事項を遵守するよう指導すること（日本学術振興会特別研究員募集要項に記載のとおり）を通して、研究倫理教育を行うものとする。

(8) 第3項第9号に定める学群生

ア 入学時のガイダンス等における基本的な研究倫理の啓発

総括責任者は、新入生に対する必修科目として開講する「フレッシュマンセミナー」等において、著作権の保護や不適切な引用等について啓発を行うものとする。

イ 専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育の実施

各部局においては、研究倫理教育責任者を中心に、学群生に対し、ゼミ研究や卒業研究等を通した研究倫理の啓発（論文執筆上の研究倫理やインフォームド・コンセント、安全事項など）及び専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育（討論やケーススタディを用いた講義等）を実施するものとする。

(9) 第3項第10号に定める研究に関する業務を行う事務職員等

ア 定期的な研究倫理研修

研究に関する業務を行う事務職員等は、採用時及びその後3年毎に研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）を通読し、又は研究倫理 e-learning ([eL CoRE] 又は APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN))を履修しなければならない。

イ FDとしての研究倫理研修

研究に関する業務を行う事務職員等は、3年毎に研究倫理F D研修会を受講するものとする（manabaでの受講を含む。）。

（その他の学修方法）

6. 前項に定めるもののほか、次のような学修方法を適宜取り入れることにより、研究倫理教育の充実を図ることが望ましい。
 - (1) 研究倫理に係る講演会やセミナー等の実施
 - (2) 印刷物やウェブサイト等による研究倫理の啓発活動
 - (3) e-learningでは、一方向での受講にならないよう、受講後に少人数のグループ討論など双方向型の教育プログラムと組み合わせて実施するなど教育効果を高める工夫
 - (4) 研究資料等の保存に関するガイドラインについての説明
 - (5) 類似性検出ソフトウェアの活用についての講習
 - (6) 研究者等として必要な知識・技能と併せて研究倫理を取り上げる研修

（学修指導上の留意事項）

7. 学生への研究倫理の指導は積極的に取り組むこととし、次のことに留意すること。
 - (1) F Dによって指導の質向上を図ること。
 - (2) 授業による指導では、チームティーチングや、様々な分野の教員によって構成すること。
 - (3) 留学生に対しては、各々が習得してきた倫理観に留意した研究倫理教育を実施すること。
 - (4) 定期的に研究倫理教育を受けた研究者等によるメンター制度を通して若手研究者（ポスドク・大学院生等を含む。）に対し研究倫理を徹底すること。
 - (5) 研究倫理に関する学生・研究者同士のコミュニケーションを図る場を設置すること。

（評価方法）

8. 研究倫理教育の質保証のエビデンスとして、対象や学修方法などに応じて以下のよう評価を行うことが望ましい。
 - (1) 学生を対象とした授業においては、学修内容をもとに試験の実施やレポートの作成によってスキルの定着を図り、単位を認定する。
 - (2) 研究者等を対象とした研修においては、一方向的な講義だけでなく、受講者間のディスカッションにより理解を深め、個人でレポートを作成することを求めるなど、知識とスキルの定着を図り、学修した旨の誓約書を提出させるなどの工夫をする。
 - (3) 研究者等を対象としたe-learningについては、単にプログラムを受講するだけでなく、学修内容についての理解の程度を確認するとともに、修了後にサーティフィケート（修了証）を発行する。

（社会との関わりにおける研究倫理教育の位置付け）

9. 研究倫理は、研究者等が高い責任能力を持って、自律的に規範を遵守しながら研究活動に従事するために必要な素養である。これから研究倫理教育は、研究分野によらないジェネラルで高い研究倫理を研究者等が有し、かつ各研究分野における高度な研究倫

理を系統的に学ぶことが必要となる。ただし、研究者等は研究倫理教育の効用と限界についても十分に理解しながら、自分の研究活動においてのみならず後進の育成や指導において、社会との関わりを認識して、市民からの信頼を裏切らないよう努めることが望まれる。

附 記

この決定は、平成29年4月1日から実施する。

附 記（平30.3.30）

この決定は、平成30年4月1日から実施する。

附 記

この決定は、令和4年4月1日から実施し、この決定による改正後の研究倫理e-learning及び研究倫理FD研修会の受講頻度に係る規定は、この決定の施行の日以後に受講した研究倫理e-learning又は研究倫理FD研修会から適用する。